

令和8年度から、私立高校の 就学支援金制度が大幅に拡充!!

国・県では、私立高校等に通う生徒・保護者を対象として、教育費の負担軽減や高校生への生活支援のため、さまざまな事業を行っています。

令和8年度からは、**私立高校等における就学支援金制度の拡充(いわゆる高校授業料の無償化)**など、私立高校等に通う生徒・保護者の教育費の負担軽減のための制度が大幅に拡充されました。

私たちは、魅力あふれる私立高校で「**学びたい、夢をかなえたい**」あなたを応援します。



●制度拡充内容(令和8年度から)

私立高等学校等就学支援金(授業料に対する支援)

- 私立高等学校等の授業料に充てるための就学支援金については、所得制限が撤廃されるとともに、支給上限額も大幅に拡充されました。
- 対象から外れる日本に定着意思のない外国籍生徒等に対しては、別途、旧制度と同等の支援が受けられます。

※詳しくは、茨城県教育庁総務企画部私学振興室までお問い合わせください。

新制度

●所得制限 **なし**【授業料実質無償化】

●支給上限額【年額】
 【全日制】**457,200円**
 【通信制】**337,200円**

私立高等学校等奨学給付金(学用品等に対する支援)

- 上記「授業料等に対する支援」とは別に、低所得世帯の生徒に対して、教育費負担を軽減するため、奨学給付金が支給されます。
- 令和8年度からは、支給対象が**中所得世帯(年収490万円程度)まで大幅に拡大**されました。

■給付額

世帯区分	年収270万円未満 (生活保護世帯・ 住民税非課税世帯)	拡充部分	
		年収270～380万円未満 (非課税世帯の1/3)	年収380～490万円未満 (非課税世帯の1/4)
生活保護受給世帯(全日制等・通信制)	52,600円		
上記以外の世帯	全日制等	152,000円	50,670円
	通信制	52,100円	17,370円
			38,000円
			13,030円

専攻科(非課税世帯) 52,100円 / 専攻科(中間所得層) 17,370円 / 専攻科(多子世帯) 13,030円

専攻科に通う生徒への修学支援(授業料・授業料以外)については、文部科学省ホームページでご確認ください。

■主な用途
 修学旅行費、教材費、
 教科書費、学用品費、
 通学用品費等

●その他の支援事業



私立高等学校入学金軽減事業

経済的理由により入学金の納入が困難な児童・生徒を対象に入学金の軽減措置を行う学校法人に対して、県から補助金が交付されます。

注) 私立学校によっては、独自の奨学金制度を実施していることなどから、本事業を実施していない場合があります。

●入学金軽減事業（高等学校全日制課程向け）

保護者の年収の目安	補助区分	補助上限額
350万円未満	入学金	96,000円
350万円～590万円未満	入学金	48,000円

高校生のための奨学金

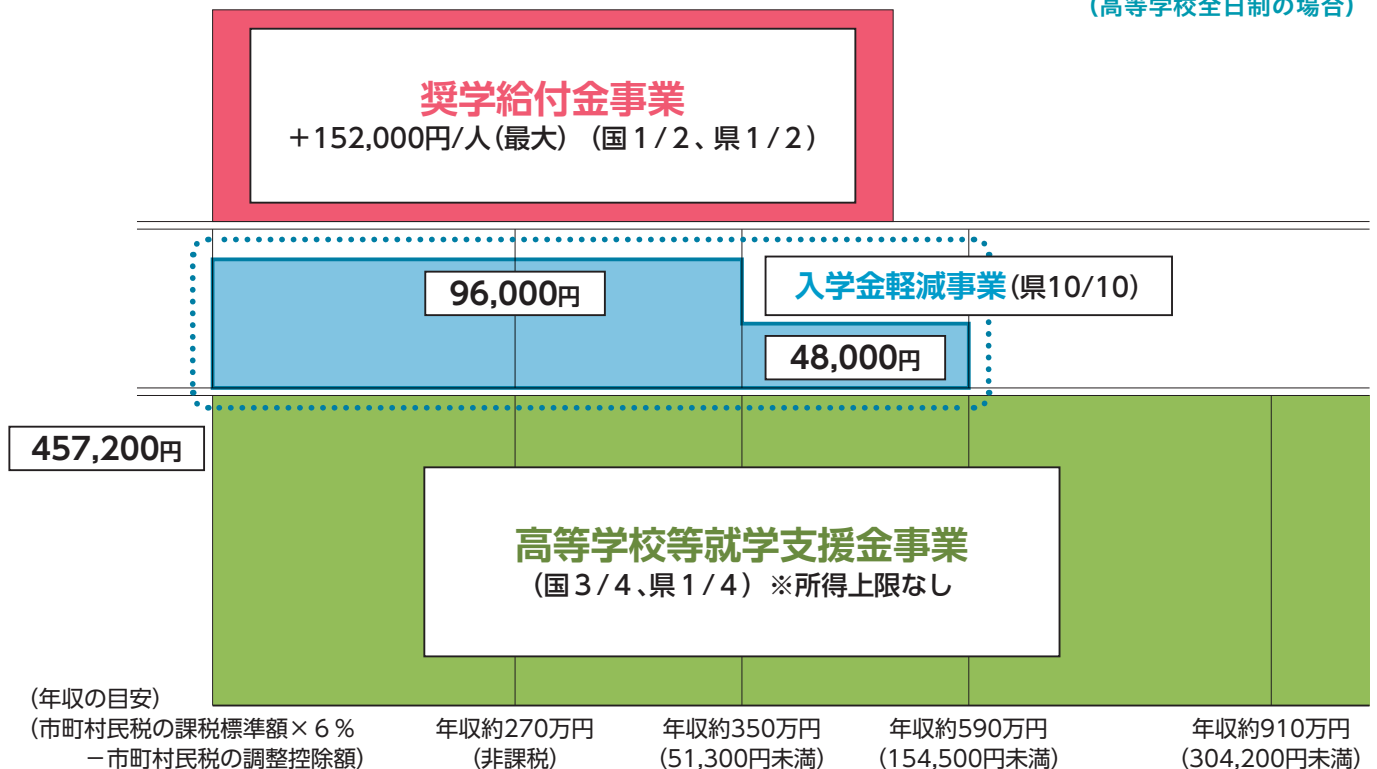
勉学意欲がありながら、経済的理由で修学が困難な方のために、さまざまな奨学金の制度があります。

- 茨城県高等学校等奨学資金 【私立（月額）：自宅通学者3万円、自宅外通学者3.5万円】
- 茨城県高等学校定時制課程及び通信制過程修学奨励資金 【私立（月額）：1.4万円】
- 茨城県育英奨学資金 【私立（月額）：自宅通学者3万円、自宅外通学者3.5万円】

【お問い合わせ先】茨城県教育庁学校教育部高校教育課 TEL:029-301-6045(管理担当)

参考 私立高等学校等就学支援金・授業料減免事業のイメージ図

(高等学校全日制の場合)



- (注) 1 奨学給付金は、授業料以外の教科書費、教材費、学用品等の購入経費を支援する事業
2 就学支援金は、授業料の負担を軽減する事業
3 年収は、保護者のどちらか一方が働き、高校生1人、中学生1人の4人世帯の場合の目安

資料提供：茨城県教育庁総務企画部私学振興室

